

焼津市基幹系パソコン賃貸借（令和 6 年度調達分）仕様書

1 本仕様書の位置づけ

本仕様書は、焼津市基幹系パソコン賃貸借（令和 6 年度調達分）（以下「本件」という。）における納入物件等について、本市が要求する仕様を示すものである。なお、本仕様書の内容は主要事項のみを示したものであり、明記がない事項でも、納入物件等が当然備えるべき事項は仕様に含まれるものとする。

2 納入期限及び賃貸借期間

（1） 納入期限

令和 7 年 2 月 28 日

（2） 賃貸借期間

令和 7 年 3 月 1 日から令和 12 年 2 月 28 日までの 60 か月

3 納入場所

焼津市石津一丁目 6 - 1

焼津市消防防災センター DX 推進課

4 納入物件

本仕様書に記載する仕様を全て満たすパソコン及び周辺機器類（以下「調達機器」という。）を調達すること。調達機器の品目及び数量については、表 1 を参照すること。

表 1 調達機器一覧

項番	品目	数量
1	デスクトップ型パソコン（ウルトラスモール型）	320 台
2	リカバリディスク/ドライバーディスク	各 2 枚
3	液晶モニター	320 台
4	有線マウス	320 個
5	有線キーボード	320 台

5 調達機器の仕様

（1） デスクトップ型パソコン（ウルトラスモール型）

OS	Windows 11 Pro	
CPU	Intel Core-i3 以上（13 世代以上）	
メモリ	16 G B 以上	
ストレージ（SSD）	256 G B 以上（暗号化機能を有すること）	
インターフェース	USB	タイプ A：5 ポート以上（うち 1 ポートは本体前面にあること） タイプ C：1 ポート以上（うち 1 ポートは本体前面にあること）
	映像出力	HDMI（タイプ A）又は DisplayPort：2 ポート以上

	有線 LAN	RJ45：1 ポート以上 (10BASE-T/100BASE-T/1000BASE-T 対応)
	サウンド出力	ヘッドフォン出力端子：1 ポート
	光学ドライブ	不要
セキュリティスロット	必須	
本体サイズ	(3) で選定した液晶モニターの背面に格納できること。	
保証/修理対応	・無償保証期間が、調達機器の納入後 2 年以上あること。 ・令和 12 年 2 月 28 日まで有償修理対応が可能であること。有償修理の受付期間が、平日の午前 9 時から午後 5 時までであること。	
環境規格対応	下記の規格全てに適合していること ・グリーン購入法 ・国際エネルギースタープログラム ・J-Moss グリーンマーク	
その他	・ISO9001 認証を取得しているメーカーの製品を選定すること。	

(2) リカバリディスク、ドライバードиск

(1)で選定したパソコンを工場出荷時の状態に復元できること。

(3) 液晶モニター

画面寸法	21.5 型以上
画面表示色	フルカラー (1,670 万色以上)
画面解像度	フル HD (1,920×1,080) 対応
画面の表面処理	非光沢 (アンチグレア) 処理がされていること。
視野角度	上下：178° 以上 左右：178° 以上
入力端子	HDMI (タイプ A) 又は Display Port：1 ポート以上
画面調節機能	上下角度 (チルト) 調整：上：20° 以上、下：5° 以上
添付品	電源ケーブルが添付されていること。 HDMI ケーブル (1.5m 以上) が添付されていること。
保証/修理対応	無償保証期間が、納入後 2 年以上あること。
環境規格対応	下記の規格全てに適合していること ・グリーン購入法 ・国際エネルギースタープログラム ・J-Moss グリーンマーク
その他	・(1)で選定したデスクトップ型パソコンと同一のメーカーの機器を選定し、当該パソコンを背面に格納できること。 ・無償保証期間が、調達機器の納入後 2 年以上あること。

(4) 有線マウス

ボタン	3 ボタン式
-----	--------

接続端子	USB
読取方式	Blue LED 又はレーザー
その他	ISO9001 認証を取得しているメーカーの製品を選定すること。

(5) 有線キーボード

配列/キー数	日本語配列/108 キー以上
接続端子	USB
その他	ISO9001 認証を取得しているメーカーの製品を選定すること。

6 関連作業

(1) 動作検証

調達機器に対し、表 2 に掲げるとおり動作検証を行うこと。動作検証の結果、調達機器に欠陥が確認された場合は、同等品との交換など必要な対応を行うこと。

なお、納入元（メーカー）が出荷時に表 2 に掲げる内容と同等以上の検査を行っていることを書面により確認できる場合は、本作業を省略しても良い。

表 2 動作検証内容一覧

項番	品名	確認内容
1	デスクトップ型 パソコン	・電源（BIOS）が正常に起動すること。 ・液晶モニターに正常に画面出力ができること。
2	液晶モニター	・電源が正常に起動すること。 ・正常に画面出力できること（ドット抜け等が無いこと）。
3	有線マウス	・正常に動作すること。
4	有線キーボード	・正常に動作すること。

(2) 納入作業

- ① 調達機器の納入の際に発生する梱包材等は、落札者が責任をもって処分すること。
- ② 調達機器の納入に必要な人員及び物品は落札者が用意すること。
- ③ 調達機器の搬入にあたり庁舎内の設備（エレベータ等）を利用する際は、施設設備を破損しないよう必要な措置を行うこと。

7 成果物

本件において、調達機器以外に本市に納入が必要となる成果物は表 3 に示すとおりである。

成果物は別途指定が無い限り、A4 サイズ（縦横不問）の Word、Excel、PowerPoint 若しくは PDF 形式で作成し、紙媒体及び電子データの両方を提出すること。

表 3 成果物一覧

項番	提出物名	内容	提出時期
1	工程表	本件に係る工程及び作業スケジュール	契約締結日から 1 か月以内

項番	提出物名	内容	提出時期
2	動作検証結果報告書	動作検証の実施結果	物件納入時
3	保証書	調達機器の保証書	物件納入時

8 契約の条件等

- (1) 落札者は、納入物件に係る固定資産税を負担しない(非課税)。
- (2) 納入物件について、焼津市（以下「本市という。」）がこの契約に基づく全ての債務を返済したことを条件として、契約期間の満了をもって、落札者から本市に納入物件の所有権が移転するものとし、その廃棄は、本市が自らの責任において適正に処分する(契約満了後の物件の無償譲渡あり)。
- (3) 本契約は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 に定める長期継続契約であり、本市は、本市の歳出予算の当該賃貸借料について減額又は削減があった場合には、書面による通知によりこの契約を解除することができる。この場合において、解除により生じた損害の賠償については、残契約期間の賃貸借料を上限として、本市と落札者（第三者賃貸方式による場合は賃貸人を加える）間の協議により決定する。
- (4) 本件に基づく金銭債務について支払いが遅延した場合の遅延利息の率は、本契約の締結時における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率を使用する。
- (5) 納入物件に対し、3(2)の賃貸借期間を契約期間とし、落札者（第三者賃貸方式による場合は賃貸人）を被保険者とする動産総合保険を付保すること。
- (6) 本件において、天災地変、戦争その他の不可抗力、運送中の事故、労働争議、法令等の改廃等、落札者の故意及び重大な過失が認められない事由により納品遅延が発生した場合、入札参加停止措置並びに遅延損害金、違約金及び損害賠償の対象にならない。
- (7) 本件について訴訟の必要が生じたときは、静岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。